

高校魅力化推進業務

プロポーザル審査要領

令和4年2月
南三陸町企画課

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は南三陸町が実施する「高校魅力化推進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された、「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに対して行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位＝10点、2位＝9点等）を付し、各審査委員の順位点の合計点が最も高い者を委託候補者とする。
なお、合計点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。
ただし、全ての審査委員の評価点数を合計し、各審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知し、南三陸町ホームページにおいて公表する。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点 (100 点満点)

項目	配点		配点
実施内容	公営塾	<ul style="list-style-type: none">生徒の進路実現に向けた学力向上及び自己肯定感の向上に繋がる効果的な提案か。生徒の相談に対するサポート体制等、信頼関係を構築できる提案か。	20点
	魅力化コーディネーター	<ul style="list-style-type: none">学校と地域が連携・協働し特色を生かした教育活動に繋がる提案か。	20点
	情報発信	<ul style="list-style-type: none">町内外に対する魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か。	20点
業務遂行能力	人員及び組織体制	<ul style="list-style-type: none">業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。地域及び志津川高校との協力体制を構築できる提案か。高校魅力化に係る会議の資料作成やデータ分析・整理等、運営を支援する体制が整っているか。	30点
見積り金額	見積り金額		10点
合計			100点

採点基準

区分	10点の項目	20点の項目	30点の項目
非常に優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
問題はない	6	12	18
やや問題がある		8	12
問題がある		4	6
採用できない		0	0